

平成 17 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 ジーエルサイエンス株式会社  
代 表 者 の 取 締 役 社 長 森 憲 司  
役 職 氏 名  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 番 号 : 7705 )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 高 橋 良 彰  
電 話 番 号 0 3 - 5 3 2 3 - 6 6 3 3

### 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成 17 年 2 月 8 日開催の当社取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 普通株式 200,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 17 年 2 月 16 日(水)から平成 17 年 2 月 22 日(火)までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、東洋証券株式会社、丸三証券株式会社、野村證券株式会社、三菱証券株式会社、岡三証券株式会社及びコスモ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における価額（発行価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日において株式会社ジャスダック証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における価額（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 17 年 2 月 23 日(水)から平成 17 年 2 月 25 日(金)まで。  
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 2 月 17 日(木)から平成 17 年 2 月 21 日(月)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 17 年 3 月 2 日(水)
- (8) 配当起算日 平成 16 年 10 月 1 日(金)
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における価額（発行価格）その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 処分株式数 普通株式 200,000株
- (2) 処分価額 未定（平成17年2月16日（水）から平成17年2月22日（火）までのいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に決定する。なお、処分価額は一般募集における発行価額と同一とする。）
- (3) 処分方法 売出しとし、新光証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、東洋証券株式会社、丸三証券株式会社、野村證券株式会社、三菱証券株式会社、岡三証券株式会社及びコスモ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、売出価格は、売出価格決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申込期間 平成17年2月23日（水）から平成17年2月25日（金）まで。  
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年2月17日（木）から平成17年2月21日（月）までとなる。
- (5) 払込期日 平成17年3月2日（水）
- (6) 受渡期日 平成17年3月3日（木）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 処分価額、売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（後記【ご参考】1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式数 普通株式 60,000株  
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 新光証券株式会社 60,000株
- (3) 売出価格 未定（平成17年2月16日（水）から平成17年2月22日（火）までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しの売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成17年3月3日（木）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 4. 第三者割当による新株式発行

(後記【ご参考】1.を参照のこと。)

- (1) 発行新株式数 普通株式 60,000株
- (2) 発行価額 未定(平成17年2月16日(水)から平成17年2月22日(火)までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 新光証券株式会社 60,000株
- (5) 申込期間(申込期日) 平成17年3月23日(水)
- (6) 払込期日 平成17年3月23日(水)
- (7) 配当起算日 平成16年10月1日(金)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、本件第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本件第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、これらとは別に、その需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主より 60,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（60,000 株）は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成 17 年 2 月 8 日（火）開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする当社普通株式 60,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 17 年 3 月 23 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 17 年 3 月 18 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが中止される場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,335,000 株	（平成 17 年 1 月 31 日現在）
公募増資による増加株式数	200,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	5,535,000 株	
第三者割当増資による増加株式数	60,000 株	
第三者割当増資後の発行済株式総数	5,595,000 株	

（注）第三者割当増資による増加株式数は、前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)記載の発行新株式数の全株に対し新光証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

手取概算額上限 753.2 百万円については、160 百万円を設備投資に、150 百万円を子会社への投融資に、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

なお、設備計画については平成 17 年 2 月 8 日現在以下のとおりです。

会社名	所在地	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調 達方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ジーエルサイ エンス株式会 社	福島県 福島市	分析機 器事業	充填剤製 造工場	90		増資資金	平成17 年6月	平成17 年10月	生産能力 100%増
			充填剤製 造工場付 帯設備	70		増資資金	平成17 年6月	平成17 年10月	生産能力 100%増
杭州泰谷諾石 英有限公司	中国 浙江省 杭州市	半導体 事業	石英加工 工場	185	71	自己資金 ・借入金	平成16年 7月	平成17 年2月	生産能力 30%増
			石英加工 工作設備	851	284	自己資金 ・借入金	平成16年 5月	平成17 年2月	生産能力 30%増

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 今回調達資金による会社収益への影響

現時点で収益への影響を計数的に算出することは不可能ですが、当社グループの業容拡大収益基盤の安定化に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当に関する基本方針は、創立以来、経営理念の中で「利益は会社、株主、社員、社会に公平に分配する」と唱っており、株主の皆様にも積極的、継続的に還元を行うように考えております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

安定配当の維持を基本に会社の安定的な経営基盤の確保とのバランスに配慮しながら、会社の業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し決定することにしております。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、製造設備の更新や研究開発等に伴う設備投資資金として活用し、事業拡大に努めてまいります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	92.15円	38.06円	117.93円
1株当たり配当金 (うち1株当たり中間配当金)	25.00円 ( )	25.00円 ( )	30.00円 ( )
実績配当性向	27.1%	65.6%	25.4%
株主資本利益率	6.3%	2.6%	7.8%
株主資本配当率	1.7%	1.2%	1.2%

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、決算期末の当期純利益を期中平均株式総数で除した数値であります。  
2. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。  
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティファイナンス

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	1,530円	1,390円	774円	1,470円
高値	1,930円	1,680円	1,700円	1,780円
安値	1,020円	670円	750円	1,410円
終値	1,380円	800円	1,550円	1,550円
株価収益率	15.0倍	22.3倍	13.1倍	倍

- (注)1. 平成17年3月期株価については、平成17年2月4日現在で表示しております。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。